

各県知事への意見照会に対する回答

平成26年度第2回四国地方整備局事業評価監視委員会
に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について



国四整企画第37号

平成26年10月8日

徳島県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に
係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成26年10月29日に第2回委員会を開催することとなりました。実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成26年10月22日までに別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(再評価)

【河川事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
吉野川総合水系環境整備事業	継続	

【地すべり事業】 2件

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
善徳地区直轄地すべり対策事業	継続	
怒田・八畝地区直轄地すべり対策事業	継続	

【道路事業】 3件

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東	継続	
一般国道55号 阿南道路	継続	
一般国道55号 福井道路	継続	

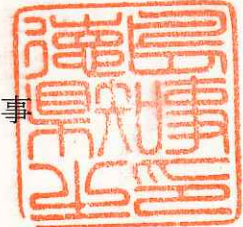
※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



県土第281号
平成26年10月22日

四国地方整備局長 殿

徳島県知事



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る
意見照会について（平成26.10.8 国四整企画第37号に対する回答）

平素は、本県の県土整備行政の推進につきまして、多大な御尽力を頂いておりま
すことに、厚くお礼申し上げます。

さて、さきに照会がありましたこのことについての意見は、別添のとおりです。



○吉野川総合水系環境整備事業に対する意見

「吉野川総合水系環境整備事業」を継続するという「対応方針(原案)」案については、異議ありません。

本県では、本県西部の三好市や東みよし町などの2市2町との連携、協力により「にし阿波～剣山・吉野川観光圏整備計画」を策定し、広域的な観光振興に取り組んでおります。

東みよし町で計画されている「三庄地区かわまちづくり」は、美濃田の淵や隣接する水辺の楽校(ぶぶるパークみかも)などと一体となり、また、三好市で進められている「芝生地区かわまちづくり」は、隣接する四国三郎の郷や美馬市水辺の楽校などと一体となって、地域の憩いや交流の場、スポーツやレクリエーションの場となる水辺空間を創出するものであり、当事業と「にし阿波～剣山・吉野川観光圏整備計画」が連携することにより、本県西部圏域の活性化、観光振興や地域交流の促進などが期待されます。

このため、「三庄地区かわまちづくり」の新規事業着手と「芝生かわまちづくり」の事業継続にあたっては、関係自治体に事業内容を十分に説明するとともに、コスト縮減に努め、着実な事業の推進をお願いいたします。

○善徳地区直轄地すべり対策事業に対する意見

「善徳地区」の直轄地すべり対策事業を継続するという「対応方針(原案)」案については、異議ありません。

善徳地区は、全国でも有数の規模の破砕帯地すべりであり、古くから断続的な活動によって、たびたび地すべり災害に見舞われてきました。近年では、全国各地でゲリラ豪雨が頻発し、地すべりをはじめとする土砂災害によって甚大な被害が発生しており、善徳地区においてもその危険性が高まっております。

善徳地区には、多くの集落や畑地があり、また、「祖谷のかずら橋」を中心とした観光地にもなっていることから、地域コミュニティや観光資源を保全するためにも引き続き事業の計画的な推進をお願いします。

○怒田・八畝地区直轄地すべり対策事業に対する意見

「怒田・八畝地区」の直轄地すべり対策事業を継続するという「対応方針(案)」については、異議ありません。

怒田・八畝地区の地すべりは大規模であり、河道が埋塞し決壊すれば、その影響は吉野川までおよび、徳島県と高知県に多大な被害を及ぼす恐れがあります。

吉野川流域の平野部には、県民の約6割が居住し、社会・経済活動が集中する一方、中・上流域は全国有数の地すべり地帯であり、過去から幾度となく土砂災害が発生していることから、引き続き事業の計画的な推進をお願いします。

○四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東に対する意見

「四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東」の事業を継続するという「対応方針（原案）」案については、異議ありません。

「四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東」は、「地域高規格道路・阿南安芸自動車道」とともに、「四国8の字ネットワーク」を形成し、「活力の道」として、経済・産業の発展、交流圏の拡大など県南地域の活性化に寄与するとともに、平時の救急救命、「南海トラフ巨大地震」などの災害発生時の緊急輸送道路となる「命の道」として、県民の安全・安心に重要な役割を果たす路線であります。

このため、引き続き、早期供用に向けた事業の着実な推進をお願いします。

○一般国道55号 阿南道路に対する意見

「一般国道55号阿南道路」の事業を継続するという「対応方針（原案）」案については、異議ありません。

一般国道55号は、四国広域幹線ネットワークを形成する基幹動脈として、四国東南地域の生活や経済、観光の振興に大きな役割を果たしております。このうち阿南道路は、小松島市及び阿南市中心部における交通混雑の解消と交通安全の確保を図るとともに、周辺道路網と一体となって、広域的な交通ネットワークを形成する重要な道路であります。

このため、引き続き、事業推進に努めるとともに、残る区間の早期着工をお願いします。

○一般国道55号 福井道路に対する意見

「福井道路」の事業を継続するという「対応方針（原案）」案については、異議ありません。

「福井道路」を含む地域高規格道路「阿南安芸自動車道」は、「四国横断自動車道（阿南～鳴門間）」とともに、「四国8の字ネットワーク」を形成し、平時は救急医療施設への搬送時間の短縮、「南海トラフ巨大地震」発生時は津波で寸断される一般国道55号の代替道路や緊急輸送道路となる「命の道」として、県民の安全・安心を支えるうえで必要不可欠な道路であります。

また、県南部の豊かな農水産物が、都市部へ速やかに、かつ安定的に供給可能となるとともに、県南地域の美しい自然を活かした観光振興など「活力の道」として、地方の創生につながるものと考えています。

このため、引き続き、事業の着実な推進をお願いします。



国四整企画第37号

平成26年10月8日

愛媛県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成26年10月29日に第2回委員会を開催することとなりました。実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成26年10月22日までに別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(再評価)

【河川事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
重信川直轄河川改修事業	継続	

【道路事業】 4件

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道11号 川之江三島バイパス	継続	
一般国道11号 新居浜バイパス	継続	
一般国道56号 伊予インター関連	継続	
一般国道56号 津島道路	継続	

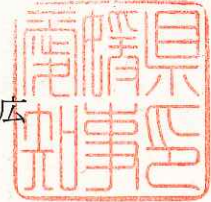
※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



26土(技)第496-1号
平成26年10月22日

四国地方整備局長 様

愛媛県知事 中村 時広



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)
の作成に係る意見照会について(回答)

平成26年10月8日付け国四整企画第37号で依頼のあった標記について、別紙のとおり回答いたします。



<別紙>

次の再評価に係る「対応方針(原案)」案については異議ありません。

【河川事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案	備考
重信川直轄河川改修事業	継続	

【道路事業】 4件

事業名	「対応方針(原案)」案	備考
一般国道11号 川之江三島バイパス	継続	
一般国道11号 新居浜バイパス	継続	
一般国道56号 伊予インター関連	継続	
一般国道56号 津島道路	継続	

なお、各事業に対する意見は下記のとおりです。

記

① 重信川直轄河川改修事業

- ・重信川直轄河川改修事業は、重信川流域の安全安心の確保のため必要な事業であり、河川整備計画に基づき、着実な促進をお願いします。

② 一般国道11号 川之江三島バイパス

- ・交通混雑の緩和及び、三島川之江ICとのアクセス強化を図り、地域経済の発展のための重要な道路であり、引き続き全線供用に向けた整備の促進をお願いします。

③ 一般国道11号 新居浜バイパス

- ・交通混雑の緩和及び、新居浜ICと中心市街地、西条市とのアクセス性の向上のための重要な道路であり、引き続き全線供用に向けた整備の促進をお願いします。

④ 一般国道 56 号 伊予インター関連

- ・松山広域都市圏の経済社会活動や地域産業の活性化のため、必要不可欠な事業であり、平成 27 年度供用に向けた整備促進をお願いします。

⑤ 一般国道 56 号 津島道路

- ・四国 8 の字ネットワークを形成する高規格幹線道路であるとともに、本県の南予地域の活性化や大規模災害時の防災・減災においても大きな役割を担う、まさに、地域にとっての「命の道」であり、県民は一日も早い完成を待ち望んでおりますので、早期の工事着手に向けた事業の推進をお願いします。



国四整企画第37号

平成26年10月8日

高知県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成26年10月29日に第2回委員会を開催することとなりました。実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成26年10月22日までに別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(再評価)

【河川事業】 2件

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
吉野川総合水系環境整備事業	継続	
仁淀川総合水系環境整備事業	継続	

【地すべり事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
怒田・八畝地区直轄地すべり対策事業	継続	

【道路事業】 4件

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道33号 高知西バイパス	継続	
一般国道56号 大方改良	継続	
一般国道56号 中村宿毛道路	継続	
一般国道55号 安芸道路	継続	

※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

26 高土企第 156 号
平成 26 年 10 月 22 日

四国地方整備局長 様

高知県知事



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見照会について（回答）

平成 26 年 10 月 8 日付け国四整企画第 37 号で照会のありましたことについて、
下記のとおり回答します。

記

1 吉野川総合水系環境整備事業

意見：事業継続に異議はありません。ダム下流域における濁水の長期化等、嶺北
地域が長年抱える河川環境面の問題点を早期に解決できるよう、また、ダ
ム湖を中心にした地域振興が強化できるよう、より一層の事業推進をお願い
します。

2 仁淀川総合水系環境整備事業

意見：事業継続に異議はありません。本県を代表する清流の一つである仁淀川の
水質保全のため、また、良好な水辺空間の創出に伴う地域の活性化のため、
より一層の事業推進をお願いします。

3 怒田・八畝地区直轄地すべり対策事業

意見：事業継続に異議はありません。怒田・八畝地区直轄地すべり対策事業は、
地域の安全・安心を確保するため、強い要望のもとに進められている重要
な事業であることから、早期完成を目指し、より一層の事業推進をお願い
します。



4 一般国道33号 高知西バイパス

意見：事業継続に異議はありません。一般国道33号高知西バイパスは、市街地の交通混雑を解消し、交通安全の確保や都市間のアクセス性の向上につながる、住民の日常生活に直結する重要な路線であり、地域住民もその完成に期待を寄せております。そのため、国においては、早期の開通を目指し、より一層の事業進捗をお願いします。

5 一般国道56号 大方改良

意見：事業継続に異議はありません。一般国道56号大方改良は、市街地の交通混雑を解消し、交通安全の確保や都市間のアクセス性の向上につながる、住民の日常生活に直結する重要な改築事業であり、地域住民もその完成に期待を寄せております。そのため、国においては、早期の開通を目指し、より一層の事業進捗をお願いします。

6 一般国道56号 中村宿毛道路

意見：事業継続に異議はありません。四国8の字ネットワークを構成する一般国道56号中村宿毛道路は、高知県西南地域において、南海トラフ地震などの大規模災害発生直後に必要となる確実で円滑な防災拠点間等の緊急輸送や、地域間交流や地域産業の活性化、地域の連携による日常生活にかかる都市機能の維持に資する重要な路線です。そのため、国においては早期の開通を目指し、より一層の事業進捗をお願いします。

7 一般国道55号 安芸道路

意見：事業継続に異議はありません。四国8の字ネットワークを構成する一般国道55号安芸道路は、県中央部と東部地域をつなぐ唯一の幹線道路の代替機能を担い、南海トラフ地震などの大規模災害発生直後に必要となる確実で円滑な防災拠点間等の緊急輸送や、地域間交流や地域産業の活性化、地域の連携による日常生活にかかる都市機能の維持に資する重要な路線です。そのため、国においては早期の開通を目指し、より一層の事業進捗をお願いします。